

## 借入(リース) 物件仕様書(自動車)

## 1 車種等

車種	普通乗用自動車(ハイブリット自動車)
台数	1台
駆動用バッテリー	リチウムイオン電池、又はニッケル水素電池
総排気量	1200~1500CC クラス
乗用定員	5人
ドア数	5枚
車体カラー	白
指定文字等	両サイド前席ドア部に「横浜市鶴見土木事務所」と濃紺で記入し(左よこ書き・一文字6cm×6cm) その上にハマのマークを入れる(10cm×14cm) 別紙1参照
装備品(別紙可)	<p>エアコン</p> <p>ナビゲーションシステム</p> <p>パワーステアリング</p> <p>エアバッグ(運転席・助手席)</p> <p>ABS</p> <p>ドライブレコーダー(前後)</p> <p>AM・FMラジオ</p> <p>時計</p> <p>リアワイパー</p> <p>間欠式ワイパー(フロント)</p> <p>熱線リアウインド</p> <p>パワーウインド(全ドア)</p> <p>サイドバイザー(前後)</p> <p>バックブザー</p> <p>コーナーポール</p> <p>フロアマット</p> <p>車両用消火器</p> <p>タイヤチェーン(ワンタッチ式)</p> <p>ラジアルタイヤ使用</p> <p>スペアタイヤ(1本)</p> <p>標準工具</p> <p>三角表示灯</p>

特別装備	全座席にシートカバー（ビニール ※厚さ 0.2mm 以上）
例示車種	日産 ノート e-POWER
	トヨタ アクア
	トヨタ ヤリス
	ホンダ フィット ハイブリッド
	スズキ スイフト ハイブリッド
その他参考事項	現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約 4,000 km
	ドライバーの状況 : 専任 <b>複数人</b> （どちらかに○）
	九都県市指定低公害車 : 該当
	その他 : ①神奈川県陸運事務所への車両登録及びそれに付随する車庫証明、車両検査は賃貸人にて行う。 ②オーディオ部に使用しないスロットがある場合には、パネルなどでふさぐこと ③標準装備品のうち、仕様書の「装備品」にないものについては、取り付けたままとすること

2	物品納入期限	令和4年3月14日
3	借入期間(本年度分)	令和4年3月1日から令和11年2月28日まで
4	借入月数(本年度分)	1か月
5	予定借入期間 及び最終日	7年間 令和11年2月28日
6	物品保管場所	所在地 横浜市鶴見区鶴見中央3-28-1 名称 横浜市鶴見区鶴見土木事務所 TEL 045-510-1669

## 7 付帯事項

### (1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて貸貸人の負担とする。

### (2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、貸貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と貸貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

### (3) 見積合わせ方法

この見積合わせは、4に掲げる借入月数（本年度分）における賃借料の総価により行う。

### (4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

### (5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、貸貸人の負担とする。

### (6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車賠償責任保険については貸貸人の負担とし、その他保険料、車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

### (7) 物品の再リース・売却

貸貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃借料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

### (8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

### (9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

### (10) 一般社団法人次世代自動車振興センターから電気自動車に係る補助を受けることとし、本補助を受ける場合には貸貸人が申請を行うこととする。

ただし、本補助が廃止された場合又は金額等の変更がされた場合は、賃借人と貸貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

## 8 発注局課

所在地 横浜市鶴見区鶴見中央 3-28-1

担当者 横浜市鶴見区鶴見土木事務所 管理係 高橋一也

T E L : 045-510-1669

F A X : 045-505-1318

別紙 1

